

検査技師法と臨技教育制度等をめぐる背景

佐藤 乙一*

まえがき

現在の臨床検査技師等に関する法律(臨技法)の当初法は昭和33年に制定された衛生検査技師法(衛技法)であり、後述の議員立法であった。これは新しい身分・資格法であったため、たとえ医師や獣医師、薬剤師の業務独占(制限)にはなっていないとはいえ日常行ってきた業務の一部を新制度の職種に取込まれるため大きな抵抗があったことは言うまでもない。このことについて当時ある厚生省の高官は「これは小さい法律だが、制度は各職域に及ぶ大きなものだから大変だ」と同情されたことを思い出す。

衛技法制定以来実に50余年。しかしいままなお越せない高い山がある。その1つが検査技師教育に係るカリキュラム等をめぐる問題で、指定校と承認校の事案がある。

考えてみれば衛技法は多くの問題を抱えて成立し少しずつ改正されてきた。そのうちのいくつかむずかしい問題だけが後回しになり、積み残されていた感が強い。たまたま筆者は昭和33年の衛技法制定、昭和45年の第三次改正までと同56年の同法一部改正による臨床検査技師・衛生検査技師等に関する法律(臨衛技法)制定に深く関わってきたので、以下検査技師教育について知り得ている範囲でその裏面史を綴ってみたい。なお、紙面の都合上可能な限り専門用語は日常使用している略号を用い、後述の個別解説は黒マル(●)区切りによるツイッター綴りでわかり易く表現すること

をお許しいただきたい。

I. 技師制度は日臨技、教育制度は日臨協に二分

法律は立法も改正も国会の議を経なければ成立しない。しかし法律に付属して出す内閣の政令や、担当する府・省の出す府省令は時の流れに伴ってその法律に違反しない限り政府で適時改正することができる仕組みになっている。現行臨技法も政省令等を含めいくたびか改正されているが、この法律は他の医療関係者法令同様、①養成(教育)と国試まで、②臨技の制度に二分することができ、前者は貴会が、また後者は日臨技が公的に関与しつつ今日に至っている。改言すれば臨技法は2つの大きな公的団体という二輪車によって支えられているともみることができる。

II. 多数法案が内示されたが実現せず

現有の日臨技の前身技術者会は昭和27年に結成、ただちに身分法制定運動を開始した。かくて、前述の如く医師等の既成業務を新法の業務の一部とはいえ移行させるのであったから、当然のように紆余曲折を経、それは並大抵ではなく、5年余の歳月を費したにもかかわらずついに成功しなかった。この間厚生省からも出された法律案は7種類に及び、それも1本の法律で一次案、二次案等と続いたため結局その案は20種を超えたことになる。例えば衛生検査技師法案だけ1種をとっても修正を加えつつ9次に及んだことをみても如何

*西武学園医学技術専門学校顧問・日本臨床衛生検査技師会名誉会員(第6代目日臨技会長)

に他団体の抵抗や要求が強かつ多かつたかを知ることができる。

厚生省等から示された主たる検査業務従事者の法律案名称は次の多きに達している。

1)細菌検査技師法案(昭22厚)、2)衛生検査技師法案(昭27以降多数・自・社法案・技術者会案等も含む)、3)病原微生物取締法案(昭28厚)、4)医学検査技師法案素案(昭30厚医)、5)微生物検査士法案(昭31厚)、6)衛生検査法案(昭31.1~3次厚)、7)病理細菌技師法案(昭32自民党案)などであった。このうち2)は多数案出されているが、内容はいずれも大きく異なっていた(厚は厚生省)。

III. 厚生省内も意見は二分

前記1)~7)に見えるように多数の法律案が提示されたが、4)を除く案はいずれも公衆衛生分野の色彩が濃く、厚生省内では公衆衛生局と医務局の意見が一致せず、前者か都道府県衛生研究所長会(所長会)の後押しを受け独走した感がある。そこで“幻の法案”として非公式に出てきたのが医務局案と言われる4)であったが、本当に医務局案であったのかどうか真偽のほどは明らかではない。

一方技術者会も執行部の大部分は保健所や衛生研究所技術員で占められていたため、公衆衛生局には足を運んでも、医務局にはあまり立ち寄らず、筆者ら若僧が時折顔を出した程度である。

IV. 臨調答申で身分法の政府提案は不可に

昭和27年以来厚生省は繰返し技師法案を策定し各方面の意見を聞いてきたが昭和32年に至り、政府が設置した「行政改革方針」に基づいて、以降政府提案による身分法案の提案は一切認めないこととなり、事態は急迫。技術者会は急遽議員立法に戦術転換することとなった。

V. 地研所長会の立法運動は強化

技師法案の政府提案が不可能になったことを知った所長会はこれまで厚生省がたびたび提案してきた多くの技師法案素案を集約叩き台にしてここでも別の素案をまとめあげ、衆議院法制局で条文

化を行い、公衆衛生関係者の意見は聴取したが、表立って厚生省や技術者会の意見は聴かれなかった。つまり本家は“つんぼさじき”に置かれたのである。そのため、水面下では強い団体の意見のみが反映、これから説明する技師教育制度から医師の指導監督、特定者の無試験免許問題等骨抜き法案へと発展するのである。

VI. 法律案の修正は要綱時に、 国会上程後は困難

法律案は正文化される前、つまり法案要綱時頃でなければ修正はむずかしい。政府・議員何れの立法でも法案審議時では大激論しても、大体そのまま通過し成立してしまうのが通例である。衛技法のときは国会に上程されたものを技術者会には匂わされた程度であったから、多くの諸問題が素通りしてしまった感が深い。余談になるが、臨衛技法案の昭和44年と昭和45年の両年には厚生省は技師会等の意見も十分聞き、技師会は全国会長会議を2回招集、所管課長が質疑、要望に答え、できる条件には「可」、法制上ダメのものは「不可」として選別し、国会に上程した。今日なお問題になっているのはこの時の「不可能」の部分であるが、これも第三次改正とその間の政令改正でいくつか解決を見ていることはご存じのとうりである。

以下はツイッター報告に切り替える。

VII. 揺れに揺れた衛技法案から衛技法へ

●衛技法は公衆衛生中心の身分法となり、同法では「第2条・・・資質を向上させ、もって公衆衛生の向上に寄与する」と定め医療が入らず病院等で働く検査技師には無関係の法律となってしまった。●指導監督たる用語を衛技法に用いた由来の説明は直接本稿には関係ないが、議員立法という方法の説明をするために引用する。●衛技法素案時は“医師の監督”だったが某起草医師委員が「この業務は本来医師の業務、だから指導もする義務がある」と二文字追加、そのまま法律となり医師の指導監督となってしまった。●研究所長会の意見で医歯獣薬師(四職種)を業務独占から除

外するための法案作成。●それが増長、四職種者は曰く「四職種はすでに自職で検査を含む国試に合格している。●従って衛技国試を受ければ重複国試になる矛盾ありと主張され問題の申請免許制度ができた。●さらにこれが発展して他に類例をみない承認校制度の基礎となる。●薬剤師会代表衆議院議員等は素案当初から正案の国会審議に至るまで「生(医)化学検査は薬剤師の本来業務、この文字を衛技法案から削除せよ」と主張、●衛技法案から生化学検査を除外し成立。辛うじて同法の政令第1条で「臨床医化学検査」を定めることができた。●獣薬会代表はこの臨化の項目削除まで求めたが参考人席の厚生省公衆衛生局長は制度上これ以上譲ると法律上問題になるとし「医化学検査には業務独占はないから削除対象にはならない」と政府見解を述べ、やっと一件落ち着いた経緯もある。

VIII. 議員立法の意味するもの

●国政に関する議員立法は別として一般の議員立法は全会一致を原則とすることが多い。●そのためには反対党の意見も取り入れなければ全会一致で成立はしない。●結果的には“清濁あわせ呑む”から“何でもあり”になってしまう。●これが議員立法の弱点。「議員立法は骨抜きが多い」と言われる所以である。●議員立法の原則は3点あるという。① 憲法に違反しないこと、② 他の法律と矛盾しないこと(例：A法は「可」、B法は「不可」というが如し)、③ お金や人の要る立法はダメよ、ゆえにそれ以外は概ね何でもありということになる。●政府提案と違い議員立法は甘いという指摘も多く、ある議員立法が憲法違反の法律だとして訴えられ、最高裁で敗訴し法律の一部が失効した事例もある。●もう1つ古い事例だが朝日新聞(平元、11.22)にも指摘されたケースを紹介。「議員立法で出した“消費税廃止法案”ミス続き」と報道された例もあり。●時の状況で衛技法制定の道は当時これ1本しかなく苦渋の選択。法成立後日衛技執行部も会内用の断念声明を発売したほどである。

IX. 拡大した衛技の免許制度

●法案が条文化される前には必ずその法案の骨組みを作る。これが法律案要綱。通常これを略して要綱といい、本稿でも各所で使ってきた。●手直しがきくのはこの要綱のときか要綱を条文化しているときが山だ。●衛技法が制定されるまで医療現場ではこの職種を「病理細菌技術者」と呼んできた。●衛技法が制定された昭33には技師養成は僅か1校。ところがそれとは別に大学で微生物や生化学等を学んでいる者も多かった。●この人達からも「俺達にも申請で免許を」という要望が出された。●だがこの人達も衛技取得条件の全てを履修しているわけではない。そこで出てきたのが大臣告示で5科目を設定し、この条件を満たした者には申請で衛技免許を与えることとなる。●履修時間の定めもない常識範囲で可という甘さ。●目を赤くして2年正式授業の学生は苦闘の末やっと国試に、でも100%合格が保証されたわけではない。●片や4大の片手間研修5科目組は履修証明書を提出申請すれば「ハイ、衛技免許証」と。●衛技免許は国試組も申請組も同格だ。●これだけではない。問題はまだある。●臨技教育の大学化傾向に伴い、① 医専と3年短期大の指定校と、② 既述4職種を除く大学を除く承認校という二重構造教育制度が衛技時にかくれていたことだ。●議員立法なるが故に発生した矛盾。●役所がやらなきゃ「議員立法」で。には十分注意せよ。

X. 衛技制度は廃止・虎は死んでも皮は残った

●日臨技の絶ゆまざる努力で衛技制度は廃止、宿願は達成。●だが一部矛盾は残り次期改正に。●衛技制度時に確保した権利、昭和45年以降は新告示により4職種以外の大学は新規5学科を履修していれば臨技国試受験はOKという仕組み。●貴会創立50周年記念誌をみていただこう。P32と33を、紙数を限定してあるので一見本稿とは若干の表現違いがある。●旧衛技が臨技国試を受験するときの出題数にも差別があった。●3年卒の指定校組は180題(年誌の100題は誤りでした。)であるのに対し承認校片手間組は僅か50題。

●しかもこの方式は通常の国試で暫く続いたが、さすが世論に押され普通の題数に戻った。

む す び

衛技法は形の上では自民・社会両党の共同提案であった。しかし自民案は八田貞義議員が公衆衛生医等から頼まれて提案者になり、社会案は福田昌子医師議員が自らの手作りしたもの。結局内容は自民案で法律題名のみ社会案からとった形だけ

の共同提案になって成立。後日福田先生の怒りは一様ではなかった。

本稿は臨技教育が偏在、不均衡になった要因と立法時の裏面史にまでわかっている範囲で紹介した。しかし50余年前の話。山とある資料を見ると資料の内容が齟齬を来たしている事案もあり困難を極めた。内容に若干の誤りがあったら約50年前の事業ゆえ平にご容赦ねがいたい。